

会 議 録

1 会議の名称

みんなで創る自治基本条例市民会議 第10回代表者会

2 開催日時

平成19年4月19日（木）午後6時30分～午後8時40分

3 開催場所

上越市役所 第1庁舎 402、403会議室

4 出席した者（傍聴人を除く）の氏名（敬称略）

・委員（代表者）：12人中11人出席

平野通子、増田和昭、君波豊、田村安男、今井不二子、小田武彦、
横倉進、横山文男、岸本八千子、種岡淳一、宮下敏雄

・事務局

高橋企画政策課長、池田自治推進室長、米山主任、青山主任
笹川法務室長

5 議題（公開・非公開の別）

- (1) 今後の検討の進め方について（公開）
- (2) 条例の構成案と検討項目について（公開）
- (3) 個別項目の検討（公開）

6 傍聴人の数

なし

7 内容

（事務局：高橋企画政策課長）

- ・ 新年度に入って初めての代表者会であり、通算では10回目ということで回を重ねてきていただいた。
- ・ 3月の第9回の代表者会のお話し申し上げたが、この4月から当企画政策課内に自治推進室が発足した。今回皆さんからご議論いただいている自治基本条例の制定、都市内分権の進展をめざし、合併前の上越市の区域に地域自治区を導入する、ということをおねらいとして室を設置した。新年度に入ってスタッフが揃ったので、この場をお借りして紹介させていただきたい。
- ・ 自治推進室長には、これまで企画政策課副課長であった池田が務めさせていただき、これまで携わってきた米山が引き続き、また新たなメンバーとして青山が加わり、推進室としては3人体制で取り組んでいく。
- ・ 自治基本条例の制定はもちろんのこと、地域自治区の導入のほうも重要かつ大変な仕掛けであり、企画政策課が一丸となって取り組んでまいる所存であり、今度ともよろしくお願ひしたい。
- ・ 本日は、これまで行っていたご議論を一度再整理し、体系立てたうえで進めさせていただきたく、今後の進め方、条例の構成案等についてご議論いただきたい。よろしくお願ひしたい。

(1) 今後の検討の進め方について

(事務局：米山)

- 代表者会は昨年9月に発足し、条例の素案に向けた考え方を集約することをめざして進めさせていただいた。今年に入って1月と2月に2回に渡って議会の「自治基本問題調査特別委員会」の皆さんと意見交換をさせていただき、それらの結果を踏まえて考え方を整理させていただいたところである。
- 当初、本年3月に素案をまとめることを目標に進めてきたわけであるが、私どもの進め方のまずさもあり、また議会特別委員会との意見交換を踏まえた考え方の整理に少し時間を要したこともあり、3月に体制を再変更させていただいた。①このまま市民会議が主体となって、最終の条例案まで策定していただくこと、②当初予定していた自治基本条例策定検討委員会は設けずに、行政の意見をまとめる庁内検討委員会を新たに設けさせていただき、市民会議の皆様方をサポートしながら進めさせていただきたいこと、③代表者会の活動も3月までの予定であったものを、その時点では5月くらいまで延長させていただきたいこと、の三点を代表者会の皆様にご了承いただいた。
- 資料1の今後のスケジュールを見ていただくと、③とはまた違う部分がある。今回、年度も新たに、体制も自治推進室として新たにスタートさせていただいたこともあり、前回の代表者会から少しお時間をいただいて、事務局でもいろいろ検討させていただいた。ここで一度仕切り直し的な意味で、今後のスケジュールも含めて再整理をさせていただきたい。
- 今後の進め方の全体的な考え方としては、まず本日は全体的な再整理として、条例の構成、全体的な理念についての再整理をさせていただきたい。
- 条例の構成については、第3回代表者会で条例全体の構成図をお示ししたが、あれはまだ条文そのものの形をイメージしたものではなく、あくまで市民フォーラムの際の17の大項目をそのまま並べ替えるとあのようなイメージになる、としてお示したものである。
- 今回は、明確に自治基本条例という条文の形を見据えながら、全体の構成を再整理させていただき、その考え方に沿って各項目について一つひとつ整理をさせていただきたい。
- 各項目については、事務局で条文のたたき台をお示しさせていただき、こちらで考え付いた範囲ではあるが、それぞれ論点もお示しさせていただき、それらの論点について一つひとつ皆さんでご議論いただいたうえで潰していく、という形で整理をさせていただき、最後に条例案という形にもっていきたいと考えている。
- スケジュールについては、次回の5月15日の第11回代表者会までは、日程も会場も前回皆様方にご了承いただいているが、その先については未定になっている。前回の時点では、5月までに整理をし、5月末に全体会に諮るという想定であったが、細かく各項目を整理していくと、さらにもう2~3回必要であることが想定されるため、6月下旬くらいまで回を予定させていただき、その後に全体会を2回ほど想定して、とりあえず表でお示しさせていただいている。
- 日程についても、おおよその日程を表の中に()で入れさせていただいている。大変恐縮であるが、私ども自治推進室では7~8月に地域自治区についての意見交換会を合併前の上越市の区域の地区ごとに夜間に開催することを計画しており、その日程を外して考えてさせていただくと、だいたいこのようなイメージとしてお示しさせていただいている。第12回以降の正式な日程については、後日またご連絡させていただくという形にさせていただきたいが、だいたいこのようなイメージになってくるものをご承知おき願いたい。
- 併せて、先ほども申し上げたとおり、庁内検討委員会をこれから早急に立ち上げさせていただくが、資料1では右側に四角に囲っていくつか書いてある。こちらもだいた

いの開催日程のイメージである。代表者会と交互に開催するような感じで考えているが、代表者会のご議論の進み方にも応じて適宜開催させていただく予定である。

- いずれにしても、最終的には全体会に諮る必要がある。本当はもっと早く全体会を開催できればよいが、今のところ、このような形で考えさせていただいている。
- 条例案策定後に、秋頃にまた市民フォーラムの開催を計画している。現在、並行して第5次総合計画改定の作業も進めているが、そちらと合わせて開催する形で今のところ計画させていただいている。こちらについても、後日、皆さんにご相談させていただきたい。
- 以上、今後については、このような形で検討を進めさせていただきたい。

(一同)

- 了解

(2) 条例の構成案と検討項目について

(事務局：池田自治推進室長)

- **資料2**『「自治基本条例」の構成(たたき台)』をご覧ください。こちらは、自治基本条例に盛り込むべき項目としてどのようなものが考えられるかを示したものである。基本的な構成、組み立てについては、図の左側に「総則」、「自治の主体の責務等」、「自治の仕組み等」、「条例の位置付け等」として整理させていただいた。
- 「総則」では、全体の考え方、目的や理念をまず定め、次に「自治の主体の責務等」では、自治の主体を「市民」、「市議会」、「市長等」とし、それぞれの責務等を定め、次に「自治の仕組み等」では、それらの主体による自治の仕組みをどのように整理していくかを定め、最後に「条例の位置付け等」では、条例自体の位置付けをどのように考えていくかを定めている。大きく分けてこの4つの観点から整理を行った。
- 具体的に説明させていただくと、まず「前文」は、自治の基本的な考え方を入れていくものであり、それを受けて「総則」では、条例の目的、定義、基本理念を盛り込むものと考えている。
- 図の中に○の項目と●の項目があるが、○は、これまで市民会議(全体会、代表者会)において検討されてきた項目であり、●は、今回の自治基本条例を「自治のルールを定めた最高規範」と位置付ける中で総合的、体系的に整理し、他の自治体の条例を参考にした中で、新たに事務局から提案させていただいた項目である。
- 「1 総則」については、●として「自治の基本原則」を提案させていただいた。後ほど個別項目のところでご説明させていただくが、「基本理念」を具体的に行動に移す際の指針となる考え方をここに入れてはどうかと考えたものである。
- 「自治の主体の責務等」では、「2 市民」、「3 市議会」、「4 市長等」の権利又は権限と責務を定めるものとして整理を行った。
- 「自治の仕組み等」については、「5 市政運営」として、市長と執行機関が市政運営を行ううえでの基本的なルールを盛り込むべきと考えている。これについては、「基本原則」、あるいはこれまでご議論いただいた「情報共有」、「情報公開」などのものの他に、●としていくつか挙げたものも盛り込むかどうか、という部分も含めて、今後ご相談させていただきたい。
- 地域自治区、地域協議会で取り組まれているような、地域において地域の皆さんが決めていく仕組みについては、これは「5 市政運営」の中ではなく、「6 都市内分権」として章立てをし、上越市の特色、上越市らしさとして示していくべきではないかと考えている。
- 「7 協働・参画(参加)」では、それぞれの自治の主体の関係あるいは市民相互の関係を規定してはどうかと考えている。
- 「8 市民投票」では、市民参画の大きな権利の一つである「市民投票」について、

常設型等いろいろなご議論があった中で、市民の皆さんが意思表示をする一つ的手段として、これも章立てを行い、上越市の意気込みを上越市らしい自治基本条例という形の中で示してはどうかと考えている。

- ・ 「9 国・県及び他の地方自治体との関係」については、これは市民会議でのご議論では最終的には残らなかった項目である。しかし、「自治」と言った場合に「住民自治」は当然あるが、地方分権が進み、国や県から市町村に分権されていく中で、一つの団体としての自治の在り方もセットで考えていくべきと考えている。市民会議では、主に住民自治の目線からご議論いただいていたが、これは我々事務局の中で、市政運営を行ううえでこのような視点も必要ではないか、ということから提案させていただいたものである。
- ・ 「条例の位置付け等」として、「10 最高規範性」を、あるいは「11 改正等」として改正手続、見直しを盛り込んでどうかと考えている。
- ・ このように、形としては少し大きくなったが、自治基本条例として、上越市の自治、市政運営等の最高規範となるものとして、網羅的に入れ込むとこのような体系になるのではないかと考えている。
- ・ 次に資料3をご覧ください。文字や線が細かく、見づらい点をご容赦願いたい。
- ・ こちらについては、先ほど資料2でお示した全体の項目について、これまでの市民会議でのご議論との相関を示したものである。
- ・ 一つひとつについてはご説明を省略させていただくが、網掛けをした部分が、資料2の●の項目であり、つまり、市民会議でまだこれまで十分に検討されてこなかった項目である。これらについても、あらためて考え方や原則を示していくものがあると考え、整理を行なっている。中には関連していないようなものもあるが、これについても、また今後の個別項目の検討の中で、入れ込むかどうかも含め、ご相談申し上げたい。
- ・ このように、これまでの検討項目を活かした形で検討を進めていきたい、ということを示した資料である。
- ・ 次に資料4をご覧ください。こちらについては、今ほど資料2でご説明した「前文」から「11 改正等」に至るまでの組み立てについて、表の一番左の欄に設けさせていただいた。自治基本条例の検討については、ご案内のとおり全国の他の自治体でも様々な取組がなされており、制定されているケースも非常に多い中で、資料2の構成に当てはめた場合に、他の自治体の条例ではどのような項目が盛り込まれているかを整理した資料である。
- ・ 時間の都合で一つひとつのご紹介は省略させていただくが、また後ほど、個別項目の検討で案件が挙がったときにご紹介させていただきたい。
- ・ これらの条例をピックアップした視点としては、川崎市（神奈川県）は政令指定都市であり、都市内分権の位置付けの中で政令指定都市としての「区」という位置付けがあること、伊賀市（三重県）は、住民自治の仕組みを「地域自治」という捉え方の中で、例えば住民自治の定義や住民自治の協議会の在り方を自治基本条例の中で明記されているという点である。
- ・ 三鷹市（東京都）は、先ほど少し触れた、住民自治の視点ではなく国や県、市との関係、いわゆる一つの政府としての関係が明記されている点である。
- ・ 大和市（神奈川県）と名張市（三重県）については、地域コミュニティについて明記されている点である。当市の地域自治区も一つのコミュニティと見なすこともでき、今後、合併前の上越市の区域にも導入していく際に、そのような考え方も必要になってくるという視点から、コミュニティの考え方が明記されているものについて、全体の条例の組み立てをご紹介したいとして挙げてある。
- ・ 議題の「(2) 条例の構成案と検討項目について」のご説明は以上である。事前に資料

をお届けすることができず、皆さんに予め見ていただく時間がなく、大変申し訳ない。ここで一度進行を止めるので、皆さんから率直なご感想も含め、ご意見、ご質問があればお聞かせいただきたい。

(6班：宮下委員)

- ・ 新たに提案された項目の中で「国・県及び他の地方自治体との関係」があるが、これについては、たしかにこれまで市民会議ではあまり話題になったことがなかった。どのような視野で必要だとお考えになったのか、その辺りをご説明いただきたい。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 説明が不足しており申し訳ない。自治基本条例という位置付けの中で、これは少し大きな話になるが、憲法には「地方自治の本旨」という位置付けがされている。それは、住民の皆さんが意思決定を行っていく「住民自治」と、住民の皆さんから成り立っている団体としての意思決定を行う「団体自治」という二つの視点があると一般的には言われている。
- ・ そうした場合に、「上越市としての自治はどうか」と考えたときに、当然、市民の皆さんが主役、主体となり、市民の皆さんに主権があるわけであるが、一方で地方分権の流れがあり、これまで国や県のいわゆる手足として市町村が位置付けられてきていたのが、地方分権によって、そうではなく対等の関係になってきたことがある。
- ・ 「住民自治」と「団体自治」は、どちらも密接不可分な関係であり、例えば、団体としての権利がなければ、住民の皆さんが「こうしたい」とおっしゃってもかなわないわけである。それがだんだんと、市町村という団体としての権利が拡充されてきて、その中で、「その拡充された権限を誰が決めていくのか」という話に当然なってくるが、それは住民の皆さんであろうということを見ると、「住民自治」の他に「団体自治」、国や県と対等の関係を保つていこうという考えも自治基本条例の中で明記しておくべきではないか、と我々事務局で考えたものである。
- ・ 他の自治体の条例をみても、そのような位置付けで概ね整理がされているケースも多い。そのような視点で、市民の皆さんにはなかなか感覚的にピンとこない点もあるかと思うが、我々事務局が日々業務を行っていく中で、やはり「対等、平等の気概を持って行っていく」という視点も当然必要になっていくであろう、という認識から挙げさせていただいたものである。

(6班：宮下委員)

- ・ 了解した。少し私の考えが適切でないのかもしれないが、私が住んでいる中郷区は、妙高市との間で事実上飛び地であることもあり、地図を見たときに非常に違和感を抱いている。やはり隣接する自治体とうまくやっていただかなければならないと思っているが、バスの運行一つにしても、なかなかうまくいっていないように我々住民は感じている。そのようなものまでこの自治基本条例に入れてほしい、とまでは言わないが、どうも隣接する自治体とうまくいっていないようなところが見受けられる。
- ・ もう一つは、山口県の尖閣諸島で日本と韓国で領土争いを繰り広げているが、安全を脅かすようなケースもある。ここで「海外の自治体等との連携及び国際交流の推進」ということも提案されているが、外側に向けていくとこのようにどんどん幅が広がってってしまうのではないかと。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 一点目については、資料2の「9 国・県及び他の地方自治体との関係」の中で、●の2つ目に「他の自治体等との連携」として挙げさせていただいている。国や県だけではなく、「他の自治体ともしっかりと連携していこう」というものを謳っておく必要があると考えている。そのような視点から整理を行なっている。
- ・ 二点目については、おっしゃられたところまでのものは想定していないが、ここはま

た個別項目の検討の際に整理をさせていただきたい。

(3班：小田委員)

- 今日の事務局からのご提案は、私どもとしてはずっと待っていた内容であり、基本的には素晴らしい進め方をされていると思っている。前にも申し上げたが、市民会議の議論というのは、市民の興味のあるところだけであるので、法体系で考えたときに、どうしても漏れ落ちがあるのではないかという心配がある。そのところは「早い時点で事務局から提案をしていただきたい」と申し上げていた。大変結構である。
- ただ、2、3点わからないところがあるので教えていただきたい。
- 一点目は、市民会議では、「市民の権利、役割」として、敢えて市民には「責務」という言葉を使わなかった。しかし、今回の構成の中では「責務」という言葉が使われている。事務局として、何故ここを「責務」という言葉に替えたのか、お聞きしたい。
- 二点目は、私が不勉強なためにわからない部分もあるが、「5 市政運営」の中の「公益通報」という項目について、これはあまり聞かない言葉であるが、この意味を教えてください。
- 三点目は、「7 協働・参画(参加)」の中の「多文化共生 等」という項目について、この「多文化共生」という言葉についても、具体的に何をイメージしようとしておられるのか、教えてください。

(事務局：笹川法務室長)

- 一点目の「役割」、「責務」については、以前のご議論の中で、行政については「責務」でよいが、市民に「責務」というのは少しきついのではないか、というお考えの中で、「役割」として整理をされた部分である。私と事務局の間で意思疎通がうまくできていなかったというところだと思う。
- 二点目の「公益通報」というのは、例えば、BSE(牛海綿状脳症)などの問題の際に、倉庫を管理している会社の社員が親会社のことを通報したということがあったが、イメージとしてはそのようなことである。今は「公益通報」に関する法律もあるが、法令遵守を促すために、違法行為などがあった場合に通報を行なう仕組みをつくろうということである。我々自治体内部の運営においてもきちんと仕組みをつくったらどうか、というのが提案の一つの理由である。
- 三点目の「多文化共生」というのは、外国人との共生をイメージしているものである。市民の中には外国籍の方々もおられ、独特の宗教観なり文化をお持ちであることから、「我々日本人だけでなく、いろいろな文化を持ったそれらの方々とも共生していこう」というのが一つの観点である。
- もう一つとして、合併というところに目を転じると、各地域では、それまでの歴史がそれぞれあり、広い意味で言えば文化を持っている。「それらを地域の個性としてきちんと尊重し合ったうえで、それらを無くさないで共生していこう」という意味の言葉として、一言で表そうという意味合いで「多文化共生」という言葉で表現したものである。

(事務局：池田自治推進室長)

- 一点目の「責務」と「役割」については、「役割」としての認識が強かったというご議論だとすれば、そこは市民会議のお考えの部分として修正をしていきたい。
- 「市政運営」の部分について、今ほど具体的なお質問が挙がったが、今回は、今の段階で想定しているものをここに挙げさせていただいた。これとこれは一緒にできるのではないかと、というような整理はまた次回に向けて行っていきたい。そこで具体的な説明をあらためてさせていただきたい。

(3班：小田委員)

- **資料3**で、市民会議で整理した「世代間交流」の項目が、今回の構成のたたき台では、「コミュニティ」と「多文化共生」に分かれている。市民会議で「世代間交流」を何

故議論したかということ、やはり世代間の断絶が大きいことから、地域社会の将来に対して危惧があり、その対策を市民もやっていくので市もやっていただきたい、ということからであった。特に「コミュニティ」の議論の場合に、リーダーの育成はどうするのかなどの議論もあり、そのようなところと絡んでいるので、この「世代間交流」が「多文化共生」という言葉に変わってしまうと、市民会議の皆さんが一番危惧していた議論がどこかへ消えてしまう恐れがある。

- ・ 住民の立場で言うと、例えば町内会一つをみても、世代間の断絶がものすごくある。それは将来的に非常に問題がある、という思いを市民会議の皆さんが抱いており、そういうところをしっかりと進めていかなければならない、というところから出発している。その辺りで少しズレが生じているように思うので、少し考えていただきたい。

(5班：種岡委員)

- ・ 意見であるが、これまでずっと事務局にお願いをしてきた項目である「都市内分権」について、「都市内分権」という言葉は、どうも上越市にはそぐわないような感覚をずっと抱いていた。その意味合いとしては、「地域の自治の確立」が大きな主眼であると思う。
- ・ 上越市は一般的に言って、「都市」とは乖離があるように思う。もう少し上越市の実情に近い言葉に置き換えてみてはどうか。例えば「地域における自治の確立」や「地域における自治の継承」などである。地域自治区を密接に取り上げていることからしても、そのようなことだと私は認識している。私の感覚では、上越市とこの「都市内分権」という言葉の持つイメージには乖離があるので、今後もう少し検討をしていただきたい。

(事務局：高橋企画政策課長)

- ・ 種岡委員がおっしゃっておられるのは、「都市」という言葉が上越市に相応しいかどうか、というご疑問であると思う。ただ、一般的に、市町村という区分の中で「市」を表す言葉としては、「都市」という言葉を使うケースがあるので、そのような意味で「都市内」という言い方をしている。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 見出しとして「都市内分権」という言葉を使った意味は、今ほど種岡委員から地域自治区の精神についてお話があったが、地域自治区を進めていこうという市のトップの意思決定はあるものの、しかし今、合併前の上越市の区域においてはこれから説明会に入る段階であり、これから本当に地域自治区が導入されるのかが正式には決まっていない状態であるので、そこで「地域自治区」と書いてしまうと、ではもし合併前の上越市の区域へは導入せず、13区のみでいくということになった場合に内容が合わなくなってしまうことから、とりあえず見出しとして「都市内分権」という形にさせていただいた。
- ・ また、合併前の上越市の区域に地域自治区を導入する場合にも、導入するタイミングと自治基本条例制定のタイミングとの関係もあるので、今すぐここできれいに整理するというわけにはいかないものと思っている。

(5班：種岡委員)

- ・ それは理解するが、しかし、ニュアンスとしての乖離があるということは、意識としては押さえておいていただきたい。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ ここでは、項目名としては一言で押さえるような表現になっている。これまで市民会議でご議論されていた中では、「市民の皆さんにわかりやすい条例にしよう」ということであった。「都市内分権」という言葉がわかりにくければ、意味するところは「市民により近いところで権限を持たせて行っていこう」ということであるので、その意味から例えば「身近な行政の推進」など、そのような形のもので最終的には整理を行

っていかなければならないと思う。

(3班：小田委員)

- 例えば「コミュニティ」の場合で、頭に「地域」を付けて「地域コミュニティ」とした場合、その「地域」が意味するものは上越市ではなく、その中というイメージを持っている。このことから、例えば「地域」という言葉を使えば、「都市内」という言葉に替えることもできると思う。これは一例であり、その辺を踏まえてやっていけばよいと思う。
- イメージとしては、「自治」の在り方を議論しているわけであるので、本来であれば「自治」という言葉が後ろに付いてくるのが一番望ましいのだと思う。実際に地域自治区の中に地域協議会を置くという制度設計であれば、これはもう、一つの「自治」である。

(事務局：池田自治推進室長)

- 小田委員がおっしゃるご指摘で間違いないと思う。
- 「都市内分権」と言ったときに、「地域に自治を委ねていく」、「決定権を委ねていく」という部分は当然あるが、それに伴って、今の地域自治区の設計上は、これは機能しているかどうかに関わらず「事務所」を置いており、当然、行政的にも「行政内の分権」を進めていくというニュアンスもある。
- **資料2**の図にあるように、「7 協働・参画(参加)」と「5 市政運営」の間に「6 都市内分権」を置いたのも、そのようなニュアンスがあつてのものである。「行政内の分権」も進めると同時に、「地域の自治」も確立していく。「都市内分権」という言葉が適切であるかどうかは後ほど議論しなければならないが、そのような思いから整理を行っていきたい。

(2班：田村委員)

- 今ほどいろいろご説明を受けたが、なかなか立派な形になったと思う。
- 「都市内分権」については、研究会の委員の先生方からの提言として、報告書について前回に概要の説明を受けた。これから実施していかなければならない分野もあり、既に13区で実施している分野もある。いろいろ問題点もあろうと思われ、もっと我々も勉強していかなければならないと思う。
- 市民フォーラムの際の17の大項目と「都市内分権」については、今まで検討してきた、なかなか中身も濃いものになってきていると思う。
- 「9 国・県及び他の地方自治体との関係」については、他市の条例の例をみると、この分野を規定している例も多く、このようなこともあり得るものだと思う。国・県との結び付きについては、これからさらに避けて通れない分野もある。地方が中心になれば、逆に県や国が市に追従してもらわなければならないこともあるかもしれない。
- いずれにしても、なかなか条文としての形は良い方向になり、かつ、今後の検討スケジュールとしての日程調整も、なかなか良い考え方であると思う。
- さらにそれを中身の濃いものにして条文化しようということであり、細かい点はあるであろうが、少し我慢もしていただいて、前へ進めていただいて良いと思う。

(一同)

- 了解

(池田：自治推進室長)

- 個別の点については、また個別項目の検討の中でご議論いただきたいと思う。

(3) 個別項目の検討

(池田：自治推進室長)

- **資料5**をご欄いただきたい。こちらも文字が小さく、大変申し訳ない。
- **資料2**でご説明させていただいた全体構成について、検討の進捗状況について皆さん

と共通認識を持つ中で論点を一つひとつ潰していきたい、ということで、整理表のイメージで作成させていただいた。

- ・ 市議会特別委員会との意見交換会の絡みもあり、一部虫食い状態になっていたのも、冒頭米山がご説明させていただいたとおり、一度全体のフレームをお示しした中で、一つひとつ整理させていただきたい。
- ・ 当然、市議会特別委員会とのご議論を踏まえたうえでも、考え方としてあらためてお気づきになった点があれば、その辺は柔軟に対応するような形でまたご検討いただければと思う。
- ・ 今日は時間の許す限り進んでいきたいと考えているが、主に「2 総則」の中の、「2-2 定義」、「2-3 基本理念」、「2-4 自治の基本原則」、さらには「3 市民」の部分、「4 市議会」（ここは一度考えが整理されている）と、できればここまで進んでいきたい。進まなければ、また次回に持ち越しをさせていただきたい。
- ・ ご議論いただいた内容については、「概ね良し」とされればそのまま進ませてもらい、ご意見がいろいろ挙がれば、それらを踏まえてまた事務局で修正をさせていただいたうえで、あらためていずれかのタイミングでお示しさせていただき、また一つひとつ確認をさせていただきたい。
- ・ それでは、**資料6**をご覧ください。こちらはそれぞれの項目について個票で考え方を整理させていただいてある。表の組み方としては、まず項目を設定した趣旨として「項目の趣旨」という欄があり、次に市民会議でのご議論の内容として「市民会議の考え方」という欄があり、それを受けて「条例に盛り込むべき内容（たたき台）」の欄に、条文のイメージをお示ししてある。
- ・ さらに「今後の検討課題・論点等」の欄で、事務局としての考え方を示させていただいたうえで、事務局として「このような点をもう少しご議論いただきたい」という視点から気付いた点をお示しさせていただいている。我々事務局の思いが及ばない点もあろうかと思うので、皆さんから忌憚のないご意見をいただきたい。
- ・ 最後に、事務局から皆さんに参考にしていただきたい情報がある場合は、「※参考」の欄に挙げさせていただいている。
- ・ このような表組みになっている。このような書式で一つひとつ確認を行なっていききたい。

(一同)

- ・ 了解

「2-2 総則／定義」

(事務局：池田自治推進室長)

「項目の趣旨」について

- ・ **資料6** (2-2) のとおり (説明記録省略)

「市民会議の考え方」について

- ・ 定義については、個別の各項目の中で議論されており、ここでは記載しない。

「条例に盛り込むべき内容（たたき台）」について

- ・ **資料6** (2-2) のとおり (説明記録省略)

「今後の検討課題・論点等」

- ・ 「参加」と「参画」はこれまで同列で語られてきたが、同列では少しわかりにくいのではないかと事務局としては率直な感想を抱いている。他市町村の事例を見ると、どちらかの言葉に統一されたケースがほとんどである。どちらも言葉として決まった定義はなく、皆さんの受け止め方も含め、どちらかに整理すべきではないか、ということで論点として挙げさせていただいた。

- ・ 「市民」をどのように定義するかを課題として挙げさせていただいた。「市民」の捉え方は各市町村でまちまちである。基本的には「市内に住所を有する者」の他、市外在住の方で通勤・通学者、あるいは旅行者なども含むケースもある。この辺をどのように捉えていくかが一つポイントとなってくる。
- ・ それから、事業所（営利・非営利を問わない）あるいは各種団体を「市民」に含むものとするかどうかがある。これも各市町村で整理がまちまちである。「市民」の中に全て含むケースもあるし、「事業者等」として別途整理しているところもある。
- ・ 「協働」について、これは代表者会の皆さんの中にも加わられておられる方もいらっしゃるが、昨年度、「市民活動団体と行政との協働に関する基本原則」が提言された。その中の「協働」についての定義も踏まえて、あらためてご議論、整理をさせていただきたい。
- ・ 「市民」の定義については、**資料7**をご覧いただきたい。一枚目は『全国他市の自治基本条例における「市民」の定義等の比較』として、一覧表にまとめてある。
- ・ 二枚目は、全国他市の「市民」の定義についてまとめてある。他市の「市民」の定義は千差万別であり、その都市の特性や地域性も当然その背景にはあるのだと思う。
- ・ 例えば、①-1「市民を狭義に定義し、事業者等を含まず定義する例」として、四日市市（三重県）は、「市民」の捉え方を非常に狭く捉えていて、「市域の中に居住する者」に限っている。ただし、それとは別に「市民等」として、通勤・通学者も含めた整理をしており、「事業者」はさらに別途整理を行なっている。
- ・ 同じく①-2「市民を狭義に定義し、事業者等規定する例」として、豊島区（東京都）も、言葉は違うが同じような整理を行なっている。
- ・ ②「最も一般的な定義の例」として、名張市（三重県）では、「市民」の定義を、「市内に住む者、あるいは通勤・通学者、さらに事業所、あるいは活動する団体を含む」として整理している。
- ・ ③「市民に活動者の概念を含み、規定する例」として、札幌市（北海道）では、②に加えて、「活動する団体」の他に「活動を行う者」も「市民」として定義している。
- ・ ④「市民を広義に定義し、規定する例」として、善通寺市（香川県）では、「生活の関りを有するすべての者」、「事業又は活動を行う法人その他の団体」も「市民」として定義している。
- ・ このように、どのような観点、どのような位置付けで整理を行っていくかは難しいところはあるが、上越市の自治の中でどのように関わっていただくか、「市民」の定義の中でどこまで自治のルールを及ぼすことを考えていくか、そのような視点から整理を行っていく必要があると考えている。
- ・ 当然これは、「市民投票」の項目のところでもご議論になると思うが、一方では直接的、体系的に権利を及ぼす者を通勤・通学者まで広げてよいものかどうか、という議論がある。そのようなものはまた別の整理で考えていく必要があると思うが、このように「自治の主体としてどこまで含むのか」ということについて、皆さんの率直なご意見をお聞かせいただきたい。

「※参考」について

- ・ **資料6**（2-2）のとおり。（説明記録省略）

（事務局：池田自治推進室長）

- ・ 今日資料を見たばかりですすぐにご意見をとと言われてもなかなか難しいかもしれないが、これらの用語の定義について、皆さんの率直なご意見を伺いたい。

「参加」、「参画」について

(3班：小田委員)

- ・ 「参加」と「参画」についてであるが、今まで市民会議で議論してきたイメージというのは、「参加」は単に参加するだけであり、ここで書かれている「意思決定に参加する」ということではなく、「市の政策に（諸々の行事も含めて）積極的に加わる」という意味で市民会議の皆さんは受け止めていたと思う。「意思決定に参加する」というのは、市民会議のイメージでは「参画」であったと思う。そこが少しこのたたき台とイメージが異なっている。
- ・ 市民会議で「参加」、「参画」、「協働」という三つを何故ずっと議論してきたかという点、それぞれ段階が違うという認識を持っていたからである。
- ・ 「参加」には「意思決定に参加」するものもあるかもしれないが、それはどちらかという点「参画」としてイメージしていた。

(事務局：高橋企画政策課長)

- ・ イメージ的には、「参加」はイベントや行事などに参加するということであるか。

(3班：小田委員)

- ・ そのとおりであり、その他に生涯学習などの講座に参加するとか、あるいはコミュニティも自治を担っているのだから、例えば町内会の行事に参加することも、自治のために参加することであるから、これも広い意味で「参加」というニュアンスであった。
- ・ たたき台の定義であると、「参加」がかなり限定されてしまい、狭まってしまったという印象がある。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 小田委員がおっしゃる、段階的な整理というのもしかたに一つの考え方であると思う。使い分けをどのように行っていくかという部分が、後々のことを考えると少し難しい。

(3班：小田委員)

- ・ おっしゃるとおりである。「参加」と「参画」を分けずに一つで表現していく方法も考え方としてあると思う。ただし、「協働」までは一緒にすることはできない。

(池田：自治推進室長)

- ・ 同感である。「協働」は別物であると思う。

(3班：小田委員)

- ・ 「参加」、「参画」と「協働」は別の世界だと思う。
- ・ 「参加」、「参画」をどう表現するかは、たたき台の表現もたしかに一つの表現ではあると思う。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 自治の基本条例として理想論を語ろうというときに、我々行政の側としては、ここでいう段階で言えば、「参加」ではなく「参画」のほうになってもらいたい、というところがあり、そのような形にまとめたというのがある。単に「参加」で終わってほしくない、「自治」と言う以上は、市民の皆さんに「参画」までしてもらいたい、というイメージがある。

(6班：宮下委員)

- ・ 言葉というものは、時代とともに進化していくものである。かつては何でも「参加」でよかったものが、「参画」などの言葉に進化してきているのだと思う。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 宮下委員がおっしゃったような意味からも、ここであらためて用語の定義を行って、意味がブレないようにしておく必要がある。

(事務局：高橋企画政策課長)

- ・ 「※参考」欄の『他市の自治基本条例における「参加」「参画」の定義』の中の事例で、「参加」という表現で川崎市と平塚市（神奈川県）が定義しているものは、「参画」

という表現で岸和田市（大阪府）と名張市がイメージしている「参画」も含めて「参加」という一言で言い表している、として理解してよいか。

（事務局：池田自治推進室長）

- ・ そのとおりである。要するに、「意思決定まで関わっていただく」ということを「参加」か「参画」のいずれかの言葉で整理しているというだけである。先ほどの段階論的な整理で言う場合の、少し関与するというくらいのイメージのものを自治基本条例の中で定義されている例はほとんどない。

（事務局：笹川法務室長）

- ・ 先ほども申し上げたように、理想論を語る条例であるので、みんなでこうしていこうという理想の一つ前の段階のものは自治基本条例では述べていない、として判断している。
- ・ 「参加」と「参画」という言葉はどちらも同じような意味で使われているので、市民にとってわかりやすい、馴染みやすい言葉はどちらなのか、という考え方でそれらの事例では決められたのだと思う。

（1班：平野委員）

- ・ 例えば、今の段階では自分はまだ「参画」のところまではいけないけれども、とりあえず、まずはそこに加わりたい、というような人ももちろんおられると思う。最初から「参画」にしてしまうと、なかなか入っていけないという人も出てきそうな気がするので、「参加」と「参画」を一つにまとめる場合には、今は「参加」のほうでいくほうが良いように思う。

（事務局：池田自治推進室長）

- ・ そのような意味では、一つの答え、解はどこも持ち得ていないわけである。それこそ、我々の使い慣れた言葉で、きちんと定義をしてあげることによってクリアできることだと思う。

（6班：宮下委員）

- ・ 「参加」の「加」は「加わる」ということで、「参画」の「画」は「企てる」という意味合いを持つのだと思う。そうすると、平たく言えば、そのような使い分けということになると思う。

（事務局：池田自治推進室長）

- ・ 「参加」の中に「参画」も含めるような概念でいく、というような形もあると思う。「参加」のほうを広く捉えてである。

（1班：増田委員）

- ・ しかし、市民フォーラムの際の素案（案）の「参加、参画」の項目を見ると、「参加・参画することができる」、「参加・参画することができることを保障する」とあり、市民会議の思いはこのような概念である。
- ・ ここで必要なのは、「参画」することができ、なおかつそれが保障されることだとすれば、「参加」の概念と「参画」の概念はまとめて考えるのではなく、「参画」ということはどのようなことを規定してあげれば良いのだと思う。
- ・ 「責務」にしてしまうとおかしくなってしまうので、「権利」として担保しておくという考え方からすれば、「参画」ということを定義すれば良いのだと思われる。
- ・ 「市民の役割」として、「参画」については義務的なものはないわけである。保障はされるということから言うと、「参画」を明確にして、「参画」とは何ぞや、ということだけを規定しておけば、敢えて「参加」は規定しなくてもよいのではないか。

（3班：小田委員）

- ・ 今の増田委員のご意見に、今回ははっきりと反対である。市民会議で延々と議論してきたことは、今の上越市で何が問題点かということ、誰も「参加」してくれない、という思いがある。その思いがあるのに、「参加」はもう当たり前のことだから、より高

い理念の「参画」だけを書こうというと、平易で市民にわかりやすいという自治基本条例の精神から外れていってしまう。

- ・ 「参画」に対する保障というのは重要であるが、しかし一番大切なことは、「あらゆる段階で市民の皆さんに積極的に関わってほしい、ということが上越市の思いである」ということが表現できないと、絵に描いた餅になってしまうことが危惧される。おそらく市民会議の委員の皆さんはそればかり思っていたはずである。何を企画してもみんな集まらないという、そこから始まっているのである。
- ・ 一部の非常に意識をお持ちの方は、積極的に「参加」、「参画」したいと思うであろうが、そのような方々に対して規則的に保障することが必要だと思う。

(1班：増田委員)

- ・ 「参加」という言葉は使うが、「参加」の定義をする必要があるか、と言ったときに、「参画」の定義だけしてあげればよいのではないか、というふうに考えたわけである。

(3班：小田委員)

- ・ 平易な言葉で言えば、「さあ、みんな参加しましょう」という気持ちが、この自治基本条例に出てほしいのである。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ それは例えば、言葉として定義をするのではなくて、違った表現で、条例の中で表現するというだけでもよいか。

(1班：増田委員)

- ・ 市民会議では、「まちづくりに参加、参画し、自分たちのまちを自分たちでつくるように努める」というような概念でいるので、条文的にはそのような条文になるであろう。
- ・ 今、議論を行なっているのは、定義をどうするかという話をしているので、「参加」については、条例には書き込むけれども、定義については「参画」の定義だけしておけばよいのではないか、という考え方である。

(6班：宮下委員)

- ・ それでよいのではないか。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 後でまた検討を進めていくうえで、不整合が生じた場合にはまたご議論いただくとして、どちらかに整理をするという形で進めさせていただいてよろしいか。またそれを調整する局面にあたっては、その都度、そこでまたご確認をいただくという形でよろしいか。

(3班：小田委員)

- ・ 先ほどおっしゃられたことからいけば、「参画」の定義は、逆に「参加」を明確に定義するだけにしたほうがよいと思う。「参画」の中に「参加」が入っているようなイメージにしてしまうと、誤解が生じると思う。
- ・ 定義には「参加」がなくても、それは定義するまでもないわけである。
- ・ 問題は、条文の中で、「市民に積極的に関わってほしい」という表現をどのようにして表すかであり、そのように受け止めていただければわかりやすいのではないか。

(2班：君波委員)

- ・ だんだん難しくなってきたが、私は「参画」というのは、「参加」を含めていて、「参加」のいわゆる進歩した形が「参画」ではないかと思っている。
- ・ 自治基本条例であるので、理想論を決めておくのだということからいけば、「住民自治」という言葉や「協働」という言葉が出てくることから考えても、やはり「参画」の形がこれからのあるべき姿なのではないか。プランニングから入っていくわけである。
- ・ 今まではプランニングは行政のほうで行っていただいて、あとはお膳立てされたところ

ろに行くというのが、我々が考えている「参加」であった。このようなことからいくと、これからは「参画」ということで良いように思う。

(6班：宮下委員)

- ・それは行政側も望んでいることである。これからは自分たちでやりなさいと。今までは辛いところまでサービスしてくれたが、これからは自分たちでということである。

(事務局：笹川法務室長)

- ・「自治」である以上、「自分たちで」ということになる。

(1班：平野委員)

- ・ たしかに、「※参考」欄で事例として挙げていただいたところは、川崎市も平塚市も「参加」として定義しているけれども、「参画」を含んでいるという形のものである。そのように何か統一はできるように思う。

(2班：田村委員)

- ・ いろいろご意見もおありであろうが、やはり用語の定義については、自治体の職員そのものが考えなければならない基本的なものであると思う。今この代表者会の場で、これは「参加」、これは「参画」と分けることはできないと思う。
- ・ 単純に言えば、「参加」は自由参加であって、「参画」は責任を持って参加・参画するということで、そのように言い換える他にないのではないか。
- ・ 他の自治体の条例の定義や用語解説を見ても、紛らわしいようであるけれども、親切丁寧になると、「参加」と「参画」は説明しなければならないと思う。

「市民」について

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 次に「市民」の定義についてであるが、これもそれぞれの自治体の背景、地勢などいろいろな条件があって、異なった表現になっている。では、上越市に置き換えて、「市民」として、自治に関わっていただく範囲というのはどこまでとしたらよいのか。ここが我々事務局としても悩みどころである。
- ・ 皆さんがそれぞれ地域でご活動されておられる中で、お感じになっておられることがあればお聞かせいただきたい。

(3班：小田委員)

- ・ 事例の中で、四日市市は非常に特殊な環境である。市の範囲が狭くて、そこに巨大なコンビナートがあり、いわば、昼間人口というのは市外の人が多数入ってくるわけである。上越市とは環境が全く違うので、四日市型というのは、私はあまり参考にならないように思う。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 小田委員がおっしゃったように、都心部も含めて、比較的昼夜間人口の差が激しいところは、四日市市のような定義をされているところがわりと多いように思う。

(5班：種岡委員)

- ・ 5班で話し合いをしたときには、かなり広い範囲を包括していることを考えていた。いわゆる事業者であるとか、法人だとか、任意のまちづくり組織であるとか、そのようなものを含めての「市民」というような形で話をしていた。
- ・ 問題としては、住民投票との関りをどのようにするか、というところだけだと思う。その意味では、逃げ方として、「市民」と「市民等」という区分けをどこかでするかどうか、あとは逆に言うと、住民投票のところだけ、この章に限っては「市民」はこの範囲とする、というように形にするか、どちらかのような気はする。

(1班：増田委員)

- ・ そうせざるを得ないであろう。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 一般論とすれば、単純に最も狭い範囲としても、「市民」の中には、地方自治法上は外国籍の方も入る。住民投票のところへいくと、これもよく論議になるが、外国籍の方を認めるかどうか、という問題が生じるので、そこはまたどうしても整理が必要になってくる。
- ・ ただ、ここで言う「市民」というのは権利の主体であって、サービスを受ける主体でもあるという人たちをどこの範囲にするか、という問題である。
- ・ よく論議になるもう一つは、通勤・通学者である。逆に言えば、義務を果たしていない人にサービスを与えるのか、ということであり、その論理で狭い範囲を選ぶ自治体もある。義務を果たしていなくても、将来的には市の大切な次世代の皆さんとして、今後上越市に関わってくるのであるから、その人たちには範囲として認めましょう、というような考え方もある。その辺は最終的には、「自治」ということからすれば、住民の皆さんの思いがどこまでなのか、ということであり、行政が勝手に決めるべきことではないと思う。

(3班：小田委員)

- ・ ここは、まず、自治基本条例の「市民」と、住民投票の対象者とは、全く違うのだというところから出発しなければならないと思う。
- ・ 「市民」というと、赤ん坊からお年寄りまでである。当然、投票権のない人たちもいるわけである。だから、投票権と絡めて議論をするとおかしくなってしまう。「市民」の中が二つに分かれてしまう。
- ・ 市民会議でずっと議論してきて、どうしたかという、私たち委員も事務局もそう思ったのは、「市民」とは、個人と団体（コミュニティ）と企業の三つが「市民」であるとして素案づくりを行ってきた。定義においても、我々はこの三つを前提として扱ってきたので、そこの大筋を変えないように定義を行なっていただければよいと思う。

(1班：増田委員)

- ・ そういうことである。
- ・ ただ、[資料7](#)を見ると、今、小田委員がおっしゃった三つは、だいたいどこの自治体でも「市民」に含めているが、微妙なところで違っているのは、「事業者」としてるところと、「事業活動その他の活動を行う者若しくは団体」、あるいは「事業又は活動を行う法人その他の団体」としてるところなどいろいろある。
- ・ 「事業者」と言った場合に、法人を指しているのか。「営む者」と言った場合に、法人を指しているのか、それとも経営者を指しているのか、という疑問は出てこないであろうか。そこが少し引っ掛かる。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 法律や条例によって「事業者」の定義が違っていることもあるが、法人だけを指す場合と、法人の他に事業活動を行う法人格のない団体、あるいは個人事業者も指す場合がある。
- ・ 一般の市民としての義務、責務の部分と、事業を営む人として果たすべき責務の部分とでは違う部分があるので、その内容によって定義をしているのは確かである。一定のものとして決まっているものはない。
- ・ 今回の自治基本条例においても、「市民」の中に含めるか、または「事業者」は別にするとしても、その人たちに果たしてもらいたい役割と、我々が提供しようとするサービスのバランスの中で、では個人事業者も含むのか、法人だけなのか、法人格を持たない他の団体も含めるのか、ということを決めていかなければならない。

(3班：小田委員)

- ・ そのときに現実的な話になると、現実的に地域で行われているコミュニティにおいては、事業者も含まれているコミュニティがほとんどである。だから、切り離すという

のは非常に難しい。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ もう一つ、事業者を入れたときに難しくなるのは、本社が東京にあって事業所が上越市にあるような場合についてどうするかである。あくまで本社が上越市にあるものだけにするのかどうか。あくまで上越市の条例であるので、及ぶ範囲は上越市の区域内だけである。そのようなこともあり難しいが、どこまでにするか、という話は必ず出てくる。

(3班：小田委員)

- ・ 法的責任は、当然本社まで及ぶわけである。問題は、地域における地域コミュニティの観点でいった場合に、対象となる事業者としては事業所を指す形になると思われる。これも時と場合によって全く違ってくるものである。何か不法行為が行なわれたとき、それは事業所だけの責任ではなく、当然会社自身も責任を負うわけである。そこはあまり細かく議論しないほうが良いように思う。そこを狭めると、逆に本社の責任が飛んでいってしまう。

(2班：君波委員)

- ・ 「みんなで防犯 安全・安心まちづくり条例」の中では、「地縁団体あるいは事業者」というふうに区別しているが、あれはどの範囲をイメージしているのか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 「みんなで防犯 安全・安心まちづくり条例」の場合は、市内に事業所を有する法人と団体、個人も含めてである。地縁団体はまた別である。地縁団体はいわゆる町内会である。

(2班：君波委員)

- ・ そこでは地縁団体と事業者をはっきりと分けている。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ それぞれ果たしてもらいたいものが違っているので分けている。
- ・ ただ、今回資料2でお示した自治基本条例の組み立ての中でみると、直接的に事業者などへの責務というのはあまりないように思う。「市民」として一律このようにしてほしい、このような役割を果たしてもらいたい、というのは、事業者であっても同じであると思う。
- ・ 「市政運営」については、基本的に行政側にどうしてもらいたい、ということであるので、事業者が直接関るところはないであろうし、「協働・参画(参加)」のところ、事業者にも参画してもらいたいという形になるかどうか、という部分であると思う。
- ・ 「協働・参画(参加)」というところについては、やはり事業者であったとしても参画してもらいたい、という思いは同じであると思う。そこで、市民と事業者に対して、求めるものの違いというのはあまりないのではないかと、思う。
- ・ 事業者だけに直接どうしてもこのようにやってほしい、役割を果たしてもらいたい、というものがもしあるのであれば、分けたほうがよいのだと思う。

(3班：小田委員)

- ・ 具体的に現実の中で申し上げると、例えば指定管理者制度で言うと、NPOも法人も対等である。現実には、協働の相手になるわけである。あるいは地縁団体でもよいわけである。そこに制度的な差別はないわけである。だから、広く「市民」として扱うべきだと思う。
- ・ 例えばの話で、農業法人なども法人であるが、地域でいろいろなことを行っている。そのように考えると、「市民」にはそのようなところまで含めないと、本来の「市民」としての活動が不十分になるので、特に事業者の領域というのは、やはり積極的に関わってほしいという気持ちが出るような自治基本条例になってほしいと考えている。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 「市民」というのは、「地域社会を構成する人たちまたは団体」と考えれば、わりと広い形になるように思う。
- ・ 事業者や団体を「市民」に含めるなら含めるとして良いと思う。
- ・ もう一つの観点で、今ほどの「地域社会を構成する者」ということで、通勤・通学者などを来訪者とするかという論点がある。

(1 班：増田委員)

- ・ 端的に言うと、通勤・通学者であっても、活動団体に入ったときには活動団体としての資格があるのだけれども、通勤・通学しているだけの人が個人として、何か役割なり責務があるかどうか、という部分である。そのようなケースは非常にレアだとは思いますが、考えればそのようなケースである。
- ・ 一般的に私たちの頭にあるのは、通勤先、通学先で「市民」としての役割を果たす団体の一員である形であり、これを除いたときに、個人として何かすることがあるか、という部分をどのように考えるか、ということが、今ほど笹川法務室長がおっしゃったことであると思う。
- ・ ただ、働く者若しくは学ぶ者と書かないと、その人たちが団体に入ったときに「市民」としての役割を果たすのだ、ということが文言からは読み取れないわけである。だとすれば、働く者、学ぶ者という表現を入れておいたほうが表現としてわかりやすいように思う。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 「みんなで防犯 安全・安心まちづくり条例」のときは、通勤・通学者も含める形にした。何故かという、同じ学校で机を並べていて、片方は市外から通学しているから守る対象ではない、というのはおかしいであろう、ということからである。
- ・ 上越市という区域で安全を守ってあげようということであるので、区域内にいるときは当然対象にしようという考え方で対象にしたものである。

(3 班：小田委員)

- ・ もっとわかりやすく言うと、例えば企業としてその従業員をみるときに、この人は能生の人だから関係ないとか、そういう扱いはしていないわけである。だから、企業を擬人化してみれば、それ以上深く考えないほうがよいわけである。学校も同じことである。他の団体も構成員まで考える必要はないということである。そうしないと、ここはものすごく複雑な定義になってしまう。

(1 班：増田委員)

- ・ 表面的には、資料7の二枚目の②「最も一般的な定義の例」のような形になるように思う。

(3 班：小田委員)

- ・ 一例を挙げれば、まちづくり市民大学では、通勤・通学者も受講資格がある。市としてはそのような行政サービスを行っているわけである。定義で線を引いてしまったら、来年からは通勤・通学者は対象外になってしまう。現実には市はそのような政策をとっているわけであり、だからこそ、合併前であっても旧 13 町村からもそれなり的人数の人が受講していたわけである。そのような見方で考えていけばよいのではないか。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 小田委員のご意見で、線を引いてしまうとどうしてもこれまでの市の取組と不整合が生じてしまうところもあるので、わりと標準的な定義を軸にもう一度整理を行っていききたい。

「協働」について

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ もう一点、「協働」についてであるが、「市民活動団体と行政との協働に関する基本原則」における定義に近いような形で、たたき台には整理させていただいている。「自治の主体である市民、市議会、市長等が相互の果たすべき責任と役割を認識して、それぞれの立場から社会的な目的を達成するために、協力して共に働く」というような形の整理になっている。この辺の捉え方はこれでよろしいか。
- ・ なかなか言葉ではわかりにくい部分であり、これまでもいろいろご議論があったところである。あらためて見ると、なかなか難しい。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 難しくなってしまったのは、一つは、市長等にしても議会にしても、「市民の信託を受けて行っている」ということからすると、「信託を受けている人とその信託をした人が対等で何かをするというのはおかしいのではないか」というところがあり、それを回避しながら書いてみたら少し難しくなってしまったものである。

(3班：小田委員)

- ・ 笹川法務室長がおっしゃったのは、そのとおりであると思う。
- ・ しかし一方で、「市民活動団体と行政との協働に関する基本原則」での定義が何故このような表現になったのかというと、この議論には私も関わっていたのであるが、「現実には直視しよう」、「現実に行われているところを明確に定義しよう」ということで敢えてこのような表現になったので、自治基本条例になると別の表現になるのは当然のことだと思っている。そうしないと、ここに突然「市民活動団体」が出てきて、またその定義が必要になってしまう。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 先ほどのご議論では、「市民」の中に活動団体も含めるという話であり、それも含めて「市民個人との協働もあれば、それぞれの団体との協働もある」という意味合いはそこに含まれることになる。

(1班：増田委員)

- ・ それでよろしいと思う。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ それでは、「市民」の定義、「参加」、「参画」の整理を、今後また事務局のほうで整理をさせていただきたい。
- ・ 最終的に全体を通してみていただく段階で、何かご意見がおありであれば、またおっしゃっていただくような機会を設けていきたい。
- ・ それでは、ここは一旦このような整理とさせていただきたい。

(一同)

- ・ 了解

(5班：種岡委員)

- ・ たたき台にある定義の他に、必要と考えられる定義については、これは宿題ということではよいか。なかなかこの場では頭に浮かばない。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ そういうことでお願いしたい。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ この他に定義があるかどうかというのは、条文全体が決まらないと、これもあったほうがよい、というのは見えてこないと思う。
- ・ たたき台に挙げたものは、最低限これは決めておかなければ駄目であろうというものである。

「2-3 総則／基本理念」

(事務局：池田自治推進室長)

- ・こちらのほうは、市がめざすべき方向、自治やまちづくりを進めていくうえでの基本的な考え方を条例の中で明らかにしていきたい、というものである。
- ・市民フォーラムの際の素案（案）では、「安全・安心」、「平等」、「男女共同参画」の中でいろいろご議論があった。その中で、「平等」では「平等かつ地域の特色を活かしたまちづくり」や「人権尊重」、「男女共同参画」では「誰もが対等な立場でお互いをパートナーとして認め合う」、「安全・安心」では「地域全体の中で助け合いの精神をはぐくんでいくことが必要である」というようなキーワードを拾って、その概念を普遍的な形で整理をさせていただいた。
- ・組み立てとしては、先ほど条例の構造の中でお話しさせていただいたが、「住民自治」と「団体自治」という視点、それとめざすべき地域の姿、これを組み合わせた形で整理してある。
- ・具体的には、「条例に盛り込むべき内容（たたき台）」の(1)については、「自治の主権が市民にあること」を示している。
- ・(2)と(3)が、「めざすべき地域の姿」として提案させていただいている。これは、具体的に「男女共同参画」、「平等」、「安全・安心」という言葉を普遍的な概念として言い換えさせていただいたものである。
- ・市民に主権がある中で、市議会あるいは市長というのは、「市政運営を信用して託された」というような構造をこの中にきちんと謳っていく必要があるのではないかと、という考えもある。それによって、市政運営を進めるうえでは、「平等」というところでは「世界平和」を大きく掲げ、「安全・安心」が直接つながるかは微妙であるが、普遍的な考え方として、しっかりと「環境」を守っていこうということ、それから「人権の尊重」もしていこう、これは「男女共同参画」を進めるうえでも、「安全・安心」を進めるうえでも、このような言葉で整理されるのではないかと、また、他のいろいろな概念が出た場合も、概ねこの三つで集約されるのではないかと、というような考えで掲げさせていただいた。
- ・(3)では、「地域の特性を尊重」、「市民の互助精神をはぐくむ」として、「地域の自治、地域コミュニティを大事にしていく精神」を基本理念として盛り込むべきではないかと、というような思いの下に書かせていただいたものである。
- ・そのような意味では、市民フォーラムの際の素案（案）をそのまま直接反映したものではないが、他のところから市の自治、まちづくりを進めていくうえでの基本的な考えとして掲げることが、上越市らしさにもつながってくるのではないかと、というような考えで整理をさせていただいた。
- ・(4)は、地方分権が進む中で、「国や県と対等、平等な立場」で地域運営、自治体経営を行っていくべきである、ということ掲げさせていただいた。
- ・(1)が「市民主権」、(4)が「団体自治」というような整理である。
- ・「自治の基本理念」は、「自治のあるべき姿・状態」について基本的な考え方として整理していく、という位置付けになる。皆さんの思いをこのような普遍的な言葉で整理させていただいたが、このような整理の仕方ではよろしいかどうか。それから「基本理念」の中に、「住民自治の基本となる市民主権の考え方」、「団体自治の考え方」というものを入れさせていただいたが、このような組み立て、構成ではよろしいかどうか。そのようなところを、今までの市民会議でのご議論を踏まえて、忌憚のないご意見をいただきたい。
- ・併せて、関連があるので、[資料6](#)の3ページをご覧ください。
- ・ここでは、当初あまり皆さんは想定されておられなかったかもしれないが、「基本原則」を新たに項目として設けたらどうか、と考えている。その趣旨としては、「基本

理念の実現に向けて、市民、市議会、市長というそれぞれのまちづくり、自治の主体が、まちづくり、自治を推進していくうえで共通の行動原則、行動指針をあらためて規定しておくことが必要ではないか」と考えて設けさせていただいたものである。

- ・ 内容は、「条例に盛り込むべき内容（たたき台）」のとおり（説明記録省略）
- ・ 個別項目である「市民の権利」などにも一部ダブる部分もあるかと思うが、「基本理念の実現に向けた行動の原則」をあらためて「総則」の中で規定し、あらためて「理念」と「原則」を整理する中で、自治の在り方、基本原則というものを確認できるのではないかと、というような考えで整理をさせていただいた。
- ・ この辺をあわせて、ご意見をいただければと思う。

(6班：宮下委員)

- ・ **資料6**の2ページの「条例に盛り込むべき内容（たたき台）」の中で、(2)のAとIで「世界平和への寄与」や「地球環境の保全」という言葉を入れてあるが、これはなかなかグローバルな表現である。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 多少、高らかに謳い過ぎた部分である。
- ・ もう少し身近な部分に表現を落とすということも考え方としてある。一番高く書くところである。

(6班：宮下委員)

- ・ 少し表現のレベルが高過ぎるように思う。「世界」も「地球」も要らないと思う。ごく平たく、「平和への寄与」、「環境の保全」でよいと思う。
- ・ 同じく3ページの「基本原則」で、これはコンプライアンス（法令遵守）的な表現にするのかどうか。

(3班：小田委員)

- ・ この「基本理念」はとても難しいところである。見ていて感じたことは、「前文」とのつながりである。「前文」は高らかにまちづくりを謳っているが、ここに来るとそれが消えてしまう。これはどうつなげたらよいか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 「前文」について最初検討したときに、「条文全体を見てまた前文も検討し直さなければいけない」という話をさせていただいたと思う。「前文」をつくったときに、あれはどちらかという「まちづくり条例」に近いのではないかと、ということで、市民会議で検討してきた項目をみるとそちらのほうが近いと思われたことから、それに合わせたような表現にさせてもらってある。
- ・ そもそも、市民会議を設置したときには、「自治基本条例になってもよいし、まちづくり条例になってもよい」というスタートラインであった。
- ・ しかし、議会特別委員会との意見交換をさせていただいた中で、やはり議会の皆さんとしては、「まちづくり条例」ではなくて「自治の基本条例」だというお気持ちが強かったこともあり、今回の組み立てにしても、自治基本条例という形に合わせた形での組み立てに直したわけである。その中で「基本理念」も一旦、自治基本条例の形のものに作り直したわけである。当初、一度お配りした条文のたたき台のたたき台は、この形にはなっていなかった。
- ・ それに合わせて、また必要であれば「前文」も見直すという話になる。

(1班：増田委員)

- ・ その絡みがあるかと思うが、「今後の検討課題・論点等」の中の箇条書きの三つ目に、「市民主体の自治」、「市（自治体）の視点からの自治」という「団体自治の視点」が書かれているが、議会特別委員会との意見交換でも、「市民が主権者であるということ」を明記すべきとあった。そのことが、この「基本理念」の中に何とかきちんと盛り込めないものか。たたき台の中ではそのことは読み取れない。

- ・ (2)で「市政運営を信託された市議会及び市長は」と書いてあるが、しかし、「市民が主権者である」ということが明確に読み取れる表現がない。
- ・ (1)の「市民は～責任を負う主体である」では、「市民に市政運営の責任を負いなさい」ということが書いてあるが、ここは少しニュアンスが違うのではないか。「市民は主権者である」ということと、「市政運営を決定していく主体である」ということを書けば、両方を表現できるのではないか。
- ・ 「責任を負う」という表現は、あまり適当な表現ではないように思う。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ ここで言う「主体である」という言葉は文章全てにかかっており、「地域社会の課題に取り組む」主体であり、「市政運営を決定する」主体であり、「市政運営の責任を負う」主体でもある、という意味である。
- ・ ここは、「市民主権というのは、噛み砕いて言えばこういうことである」ということを述べている。要は、「主権」というのは、「決定」もすれば、主権者である以上は「責任も負わなければならない」ということである。

(1班：増田委員)

- ・ そこは端的に書いてしまったほうがわかりやすいのではないか。例えば、「自治の基本は、市民が主権者ということであり、市はそれを基本理念として行う」というような内容で書いてしまったほうがわかりやすいように思う。
- ・ そうすると、この「課題に取り組み、市政運営を決定し」というのは、役割の部分でもあるので、「市民の役割」の項目のところでそれがフォローされるのであれば、それでもよいのではないか。

(3班：小田委員)

- ・ これは意味付けとして申し上げたいが、私たち代表者が条文作成に関与させていただく一つのきっかけとなったのは、「市民の立場での条例をつくる」というところにあると思う。
- ・ 私が一番危惧していることとして、プロ化した市民が行政の手助けをするような条例づくりではいけないと思う。市民が読んで「ああ、もっともだ」と思うような条例をつくっていきたいと思ったので、先ほど「参加」のところでしつこく申し上げたわけである。
- ・ 「市民側の立場に立ってこの条例をつくらなければならない」、「いわゆる国の法律のようなものをつくるのではない」というところに一つの基調があったはずだが、しかしだんだんとズレてきてしまっているように思う。
- ・ 「当たり前のことを当たり前で書こう」ということで進めてきたが、当たり前のことではなくなってきている感じがする。
- ・ 先ほど笹川法務室長がおっしゃられたように、「前文を直す」ということもやり方としてはあるかもしれないが、「前文」にそのような精神を盛り込んだので、その精神を引き継いで条文化していかなければならないのではないか。
- ・ 大変失礼な言い方であるが、このたたき台の基本理念では、市民はよくわからないのではないか。もう少しわかりやすくすべきでないか。「まちづくりの主体は自分たちなのだ」ということが「基本理念」の中に入ってこなければならない。
- ・ 「責任の主体」ということを書くと、市民にとってはさっぱりわからなくなってしまい、こんな難しい条例では先を読みたくない、というふうになってしまう。市民が読みたいと思うような文章にしなければならない。
- ・ 条文はおそらく膨大なものになる。ますます、何のためにつくったのか、ということがわかりにくくなってしまう。
- ・ 議会の方々の思いもあるであろうが、我々は「市民の立場で条文作成に協力していきたい」ということがあったので、敢えてそれを述べさせていただいた。

- ・ 条文をもう少し平易に、そして市民会議の思いに近いところを入れていただきたい。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 決して小田委員のご意見に反論するわけではないが、我々としては、「市民の皆さんの権利をしっかりと規定していきたい」という思いがあってこのような形になっていた、というところが正直ある。
- ・ 表現については検討の余地があると思うが、やはり「市民の皆さんがまちづくりの主体、自治の主役である」ということが一つと、市民の皆さんが主役である限りについては「きちんと団体としても自立していくべき」という考えが一つある。
- ・ (2)と(3)についても、普遍的なことを規定することによって、本当に上越市はこれまで進めてきた取組について、例えば平和や環境、人権についての取組も一生懸命行ってきたが、そのような大元に戻って表現することで、姿勢をこれからも打ち出していくべき、というような思いからこのような表現にさせていただいた、ということだけはご承知いただきたい。
- ・ 「前文」をまとめるに至った経緯については、私がおのご議論に直接加わっていなかったこともあり、そのような部分が欠落していたかもしれないが、「市民の皆さんの権利を守って、上越市としても高い理想を持って行っていく」という姿勢をいずれかの方法で表現したい、という思いからこの項目出しをさせていただいた。そのような気持ちが背景にあるということを感じていただければと思う。

(2班：田村委員)

- ・ なかなか良いのではないかな。市民憲章の中にあることであり、非核平和に対して宣言をしている都市でもあるので、いろいろな面からいって(2)のA、イ、ウは良いのではないかな。市の市民憲章やその他のものに抵触してはまずいが、それらの趣旨をきちんと捉えている。今さらこれらを違った方向に変えるというわけにはいかない。これはこれで良いと思う。
- ・ ただ、今ほど皆さんからご意見が挙がったように、市民が主権者であるが、「市政運営を決定して責任まで負いなさい」という言い方は、もう少し言葉を平たくしたらどうかと思う。
- ・ 条文であり、条例の中に盛り込むのであるから、基本的な考え方としてあくまでも理念は理念として筋を通さなければならないとは思いますが、もう少しやさしい言葉で、市民がわかりやすい、我々代表者会もわかりやすいようなやさしい言葉で書いたらどうか。

(2班：君波委員)

- ・ 私も同感である。先ほど小田委員がおっしゃられたように、この会の基本的な合意事項としては、「最初の前文を読んだら全部読みたくなるような自治基本条例にしよう」ということで論議されていると思う。
- ・ たしかに意図されることは理解できるが、少し感じるのは、何だか川崎市型に似てきているように思う。あちらこちらの事例を事務局で研究されて引っ張ってきて構成されていることが読み取れる。(悪い意味ではなく)
- ・ いずれにしても、平易な言葉で、最初の「前文」を読んだら最後のページまで読みたくなるような、市民に親しまれる自治基本条例ということをぜひ配慮していただきたいと思う。
- ・ もう一つ、「前文」については、議会の皆さんの中にも「まちづくり条例ではないか」というようご意見もあったが、その後の代表者会での議論では、我々としてはこれでよいのではないかな、ということであった。先日の議会特別委員会の皆さんとの意見交換の中でも、「前文」はこれでよいのではないかな、ということで、ある程度、我々のほうとしては主張を通したような雰囲気になっていたと思う。そのようなことから考えれば、整理した「前文」は、筋として残しておくべきだと思う。

(1 班：増田委員)

- ・ 「市政運営」というと、非常に限定的なニュアンスで伝わってくるので、「市政運営」と「自治を行う」という言葉が同じ意味であるとして、例えば、(1)では、「市民、市議会、市長は、市民が主権者であること、市民の信託に基づき市長と市議会が置かれているという大原則に基づいて自治を行っていきます」というような書き方をすると非常によくわかる。「こういう原則に基づいて自治を行っていく」という形である。
- ・ 例えば、(4)では、「市民、市議会及び市長等は、国及び新潟県とそれぞれ対等な立場で連携し、自主的かつ自立的に自治を行っていきます」というふうに書くと、わかりやすいように思う。

(3 班：小田委員)

- ・ 私は、最初にこのたたき台の「基本理念」を見たときに、バランスが少し良くないように感じた。「基本理念」であるので、市民のところの部分にそれなりの行数を割いてつくったほうが、読んだ市民が「自分たちはこういうことをやらなければならないのだ」という気持ちになると思う。
- ・ 私流に思うのは、(2)のア、イ、ウは、一番頭に持ってきたほうがよいように思う。
- ・ このたたき台でいくと、「市議会と市長は、ア、イ、ウを尊重する」ということになってしまう。この辺りが、最初に見て違和感を覚えた。このために、市議会と市長のところに行数が多くいつてしまっている。視覚的にバランスに欠けているように感じた。
- ・ 「基本理念」であるので、もしこのア、イ、ウを入れ込むのであれば、一番最初に持って行って、「上越市は」と書いてしまってもどうか。その後に、市民、市議会、市長が出てくるほうが、構成としては市民にわかりやすいと思う。

(1 班：増田委員)

- ・ 同感である。「自治の基本理念」であるので、「上越市は」ということを噛み砕いて別の言い方で言うと、「市民、市議会、市長は」ということになる。それらは「このような理念に基づいて自治を行っていく」というふうに書けばよいのであって、そうすると、その次もみんなそのような言い方になる。
- ・ 「上越市は」という主語があるとすれば、すべて主語は「上越市は」で統一すれば非常にわかりやすい。「市民、市議会、市長のすべては、この理念に基づいて自治を行う」ということである。

(5 班：種岡委員)

- ・ 「上越市は」という主語で、まずくはないと思う。

(1 班：増田委員)

- ・ ただ、笹川法務室長にきちんと解説をしていただかなければならない。「上越市は」という主語があり得るか、あり得ないか。

(3 班：小田委員)

- ・ (1)で市民のことを言って、(2)では市議会と市長のことを言って、その次に(3)ではまた市民、市議会、市長が出てくる。(2)は市議会と市長のことを言っているのに、そこに「基本理念」の三項目が入ってくるのはおかしいので、一番最初に持っていくべきだと考えたわけである。そうすれば、行数のバランスもとれる。

(事務局：高橋企画政策課長)

- ・ 小田委員がイメージしておられるのは、(2)のア、イ、ウの部分は、市議会と市長だけのカテゴリーではなく、全体にかかる理念としてまず大前提としてある、というイメージであるか。

(3 班：小田委員)

- ・ そのような意味である。そのほうがわかりやすいと思う。この条例は市民が読むものであり、法律の読み方は市民はわからない。誤解を招くようなニュアンスがあったの

で、これは最初に持っていったほうがよいという気がした。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ このたたき台の構成で、(1)は先ほど申し上げたように、市民権について書いてある。その市民権によって負託を受けた人は、次の(2)でこのようにしましょう、という形の流れでつくったつもりである。
- ・ ただ、今のご意見を聞いていると、逆に主語がどうこうという話では、「上越市は」という主語になると、あくまで「上越市という団体は」ということであるので、「市民が」ということが含まれているかというのは、それは少しどうかと思う。
- ・ 先ほどの「定義」のところで、「市」は「団体としての市」を表すとしたことからすると、「上越市は」という主語は少し違うように思う。そういうことからすると、単純に読みやすくわかりやすいという話になれば、最初の「市における自治の基本理念は、次のとおりとする」という文言は変わらないにしても、例えば(1)は「市民権」、(2)は「世界平和（非核平和のほうがよいかもしれない）への寄与」、(3)は「地球環境の保全」、(4)は「基本的人権の尊重」、(5)は「地域特性の尊重」、… というような形で構成するとわかりやすいように思う。
- ・ たたき台の条文で表している細かい部分については、またそれぞれの「役割」なり「市政運営」の別の条文のところで、そのような表現をするということになる。

(2班：田村委員)

- ・ それはそれで良いと思う。ここはあくまで「基本理念」である。

(3班：小田委員)

- ・ 今、笹川法務室長がおっしゃられたのは、良いと思う。たたき台の(2)の扱いにしてしまうと市議会、市長が主語になってしまう。そうすると、その下にア、イ、ウとあるとやはりそれは市議会、市長が主語ということになってしまう。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ それはそれで、そのような作りのたたき台にしていたわけである。負託を受けていた人たちはそのようにしてください、という形で作ったものである。
- ・ 端的に、(1)は「市民権」、(2)をバラして(2)が「非核平和への寄与」、(3)が「地球環境の保全」、(4)が「基本的人権の尊重」、(5)が「地域特性の尊重」（「市民の互助精神」は分けなくてもよいかもしれない。）のような形で整理できる。

(1班：増田委員)

- ・ たたき台では、主語は(2)では「市議会、市長は」、(3)では「市民、市議会、市長は」、(4)では「市議会及び市長等は」となっている。「自治の基本理念」と考えたときに、行政の人たちの基本理念と考えるのではなく、自治というのは住民主体で行われるものであるので、「住民も含めての基本理念である」と捉えることはできないか。
- ・ 「市民も市議会も市長も全部ひっくるめての基本理念である」と捉えたほうが、もっとわかりやすいような気がする。
- ・ そうすると、「平和への寄与」も「環境の保全」も「基本的人権の尊重」も、「市議会、市長だけではなく、住民自らも守ったうえで私たちの自治を進めていく」ということを一番最初に謳いあげたらよいのではないか。「自治に関わる者全員の共通認識」という位置付けをすれば、個々の条文にいったときに、この共通の認識に基づいて「市民は～」、「市議会は～」、「市長は～」というふうに分かれていく。

(3班：小田委員)

- ・ 笹川法務室長がおっしゃっておられるのは、憲法と同じ考えで、「主権在民」の部分で最初に謳おうとされたので、一応このようにつくられたのだと思う。
- ・ たしかに先ほどおっしゃられたように、「(1)を飛び越して(2)のア、イ、ウの理念がきてしまうのはおかしくなる」というのは、たしかにおっしゃるとおりである。
- ・ そうすると問題は、(2)の書き方の問題になってくる。それで先ほどおっしゃられた

ように、「ア、イ、ウをバラバラにしてみてもどうか」というお話である。要するに、市議会と市長がどうするというのではなく、先ほど増田委員がおっしゃったように、このような理念というのは基本的に市民も市議会も市長もやはり「基本理念」として持たなければならない、特に「基本的人権の尊重」は、市民が一番持たなければならない問題である。そう考えると、バラバラにするかどうかは別としても、この主語の部分を検討していただいたほうがよいように思う。

(4班：横山文男委員)

- ・ 「市民」については、ここに「市政運営を信託された」という言葉が入っているから、これはこれでよいような気がする。

(2班：田村委員)

- ・ なかなか立派なたたき台であると思う。
- ・ 基本理念というのは、そう単純なものではない。条文には形式というものがある。

(事務局：高橋企画政策課長)

- ・ 論点は承知した。要は、「市民の皆さんと市議会、市長の三者が共通してめざすところを一つの括りとして理念にする」というお考えと、今たたき台では、「それぞれの役割を意識したうえで整理して規定している」わけであるが、そういった部分で違いがあるので、今ほどご議論されたということに理解している。そこはもう一度事務局で整理をさせていただきたい。

(5班：種岡委員)

- ・ あと、(4)であるが、国及び新潟県だけに限定しているが、先ほどの話であると、「周辺の自治体も含めての連携をとっていかなければならない」としてきた中で、それらをここで抜かしたのは何か意図があるのか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ ここはあくまで理念であるので、「他の地方公共団体との連携」というのは、また「市政運営」なり後で章があるので、ここは今までの「国→県→市」という流れを断ち切って主体的にやっという、ということを宣言したいということである。

(3班：小田委員)

- ・ しつこいようであるが、ここはたたき台の「項目の趣旨」の内容にどう考えても反すると思う。「項目の趣旨」は「市がめざす方向、自治・まちづくりを進めていく上での基本的な考え方を明らかにする」ということであり、めざす方向であるならば、(2)の書き方はやはりおかしいことになる。ア、イ、ウはめざす方向である。そうすると、主語が市議会と市長ではやはりおかしいと思う。
- ・ 別に「市議会」と「市長」という項目があるのであれば、そこはそれでよい。ここにア、イ、ウが入ってくるということが、少しおかしくなっている。

(1班：増田委員)

- ・ 先ほど高橋企画政策課長がおっしゃられたように、ここの文言に捉われないで、もう一度「全部に共通する」という認識で整理をされるということであるので、今この言葉をどうこうするというのではなく、そのような認識での事務局の整理を待てばよいように思う。

(3班：小田委員)

- ・ おっしゃるとおりだと思う。
- ・ 私は、今ほど違うご意見が挙がったので、敢えて「そうではない」と申し上げたかった。整理していただくうえでのことである。

(事務局：高橋企画政策課長)

- ・ 論点はよく承知した。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ ここはまた事務局でよく考えさせていただきたい。

- ・ 次の「基本原則」のほうは、「基本理念」と密接な関係があるので、また「基本理念」を整理する中で変更が生じる可能性もあり、あらためて次回以降でまたご確認させていただければと思う。
- ・ お約束の時間を過ぎてしまったが、目標としていた項目まで辿り着けず、申し訳ない。次回は予めこのような検討シートをお送りさせていただきたいと思うので、恐縮であるがそれぞれお考えをおまとめいただき、効率的に進行を進めさせていただければ幸いである。お詫びと今後のご協力をお願い申し上げたい。

8 問合せ先

企画・地域振興部 企画政策課 自治推進室 TEL : 025-526-5111 (内線 1448、1449)
FAX : 025-526-8363
E-mail : jichi@city.joetsu.lg.jp

9 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。